

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和2年9月25日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び姶良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和2年9月25日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和2年9月25日

鹿児島県知事 塩田康一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ隼人

隼人都市計画事業隼人駅東地区土地区画整理事業地内1街区

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前 (仮称) アクロスプラザ隼人

イ 変更後 アクロスプラザ隼人

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 大原孝治

東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

イ 変更後 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田直樹

東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

3 変更年月日

(1) 平成30年1月15日

(2) 令和元年9月25日

4 届出年月日

令和2年9月8日